



別紙 1

建管第 598 号

令和 3 年 (2021 年) 8 月 20 日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第72回本部会議」における決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、まん延防止等重点措置の下、感染拡大の抑止に取り組んでいるところですが、国の基本的対処方針の変更に伴い、措置期間を9月12日まで延長し、新たに措置区域の大規模商業施設に対して入場整理の要請等を行うとともに、旭川市を8月20日から措置区域に追加することとしましたので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文 (知事)
- (2) 北海道におけるまん延防止等重点措置 (改定)

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

【建設現場における具体的な対策】

- | | |
|--|---|
| ○ 熱中症リスク軽減の対策 | 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・冷感素材等を用いたマスクの活用 ・現場作業において特に不要な場合は適宜マスクを外す ・テント付きの屋外休憩所の設置 | |
| ○ 現場事務所及び作業員宿舎における対策 | 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・対人間隔の確保や窓等の開放による換気 ・時間差による打合せ・食事等の分散化や打合せ時間の短縮 ・車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 ・消毒液 (アルコール等) の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒 | |
| ○ 現場作業や移動時における対策 | 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避 ・車両での移動時の同乗、相乗りを避け個別の移動を励行 ・重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 | |

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和3年(2021年)8月18日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第72回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

道では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の下、感染拡大の抑止に取り組んでいるところですが、国の基本的対処方針の変更に伴い、措置期間を9月12日まで延長し、新たに、措置区域の大規模商業施設に対して入場整理の要請等を行うとともに、旭川市を8月20日から措置区域に追加することとしました。

つきましては、皆様におかれましても、夏休みシーズンの中、全道への感染拡大を食い止めるため、この度の決定内容について、御理解と御協力をいただきますよう、お願いします。

記

<送付資料>

「北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）」

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕

建設業者団体の長様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第71回本部会議」における決定
事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、8月31日までの間、まん延防止等重点措置の下、感染拡大の抑止に取り組んでいるところですが、全道に感染の拡大が見られることから、特に札幌市との往来が多く感染拡大が続いている石狩振興局管内及び小樽市を8月14日から措置区域に追加するとともに、全道域において、不要不急の外出自粛を要請する等の改定について、別添のとおりに決定しましたので、別添通知文により貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

(1) 通知文(知事)

(2) 北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)について

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

【建設現場における具体的な対策】

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ○ 熱中症リスク軽減の対策 | |
| ・ 冷感素材等を用いたマスクの活用 | |
| ・ 現場作業において特に不要な場合は適宜マスクを外す | |
| ・ テント付きの屋外休憩所の設置 | 等 |
| ○ 現場事務所及び作業員宿舎における対策 | |
| ・ 対人間隔の確保や窓等の開放による換気 | |
| ・ 時間差による打合せ・食事等の分散化や打合せ時間の短縮 | |
| ・ 車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 | |
| ・ 消毒液(アルコール等)の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒 | 等 |
| ○ 現場作業や移動時における対策 | |
| ・ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避 | |
| ・ 車両での移動時の同乗、相乗りを避け個別の移動を励行 | |
| ・ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 | 等 |